平成２１年（フ）第７９号
三重県伊賀市陽光台2015番地の10
債務者　比嘉パウロ　シゲキこと　ＨＩＧＡ　ＳＨＩＧＵＥＫＩ　ＰＡＵＬＯ
１　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１３１号
岩手県一関市真柴字宮沢51番地76、前住所岩手県一関市真柴字曽根田21番地７
債務者　鈴木　一茂
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１３５号
岩手県一関市萩荘字中町33番地
債務者　佐々木一江
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２０６号
山形市城西町５丁目12番23号
債務者　荒井　弘美
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２３号
山形市北山形１丁目６番44号
債務者　藤尾　政茂
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２４号
山形市北山形１丁目６番44号
債務者　藤尾　智美
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４１号
山形市飯田西３丁目１番14―503号　市営飯田アパートＣ号
債務者　石沢ミエ子
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４７号
山形市小立４丁目５番７号―Ｂ号
債務者　結城久美子
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５２号
山形県西村山郡河北町谷地甲43番地
債務者　阿部　美幸
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５４号
山形県東根市大字羽入2730番地１
債務者　菅　　勇
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６２号
山形県尾花沢市大字芦沢93番地
債務者　佐藤　純子
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０１号
函館市日吉町１丁目６番３―705号
債務者　伊藤　民子（旧姓今野）
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３１０号
北海道北斗市七重浜２丁目20番24号
債務者　佐々木隆男
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３１１号
北海道北斗市七重浜２丁目20番24号
債務者　佐々木みゆき
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７号
函館市大川町１番92―706号
債務者　沼田　洋子
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３４３号
函館市新川町20番６号
債務者　茂木　一郎
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１６１号
群馬県太田市新道町４番地１－３号棟
債務者　菊地　徹也
１　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２６６号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番12―505号
債務者　山野　正則
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
奈良県大和高田市旭北町９番20号
債務者　大平　聖子
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係